2　主として航空機に搭載される無線設備

ア　等価等方輻射電力

等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。

区別	等価等方輻射電力
低利得空中線（絶対利得が六デシベル未満の空中線）	一・四デシベルから一一・四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）までの範囲。許容偏差は、（－）一・五デシベルから（＋）三・五デシベルまでの範囲
中利得空中線（絶対利得が六デシベル以上一二デシベル未満の空中線）	五デシベルから一五・一デシベルまでの範囲。許容偏差は、（－）二デシベルから（＋）三・五デシベルまでの範囲
高利得空中線（絶対利得が一二デシベル以上の空中線）	一〇デシベルから二〇デシベルまでの範囲。許容偏差は、（－）三・五デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲

イ　搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(一)　最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下の場合

周波数帯	等価等方輻射電力
二三〇MHz以下	任意の一二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）八四・八デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）以下
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七七・八デシベル以下
一、〇〇〇MHzを超え一、五二五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七七デシベル以下
一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）九七デシベル以下
一、五五九MHzを超え一二・七五GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七七デシベル以下

(二)　最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超える場合

周波数帯	等価等方輻射電力
二三〇MHz以下	任意の一二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）八四・八デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）以下
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七七・八デシベル以下
一、〇〇〇MHzを超え一、五二五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七七デシベル以下
一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八〇三デシベル以下
一、五五九MHzを超え一、六〇五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七七デシベル以下
一、六〇五MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が次の式により求められる値以下 －70＋8／5（f－1605）デシベル fは、MHzを単位とする周波数とする。
一、六一〇MHzを超え一、六二六・五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七二デシベル以下
一、六二六・五MHzを超え一、六六二・五MHz以下	任意の三kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）六三デシベル以下
一、六六二・五MHzを超え一〇・七GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七二デシベル以下
一〇・七GHzを超え一二・七五GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七六デシベル以下

三　受信装置

副次的に発する電波等の限度は、最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下の場合は二の2のイの(一)に規定する等価等方輻射電力の値を、最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超える場合は二の2のイの(二)に規定する等価等方輻射電力の値を、それぞれ超えないものであること。

○総務省告示第三百八十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十四年十月三十日

総務大臣　樽床　伸二